

築地市場の見学等に関するルール

(目的)

第1条 このルールは、東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）における見学等について必要な事項を定め、市場の円滑な運営に資することを目的とする。

(見学等の制限)

第2条 築地市場における見学等は、このルールにより実施する。このルールによらない見学等は認めないものとする。

2 築地市場の見学等にあっては、市場の本来業務である「生鮮食品等の卸売」に支障のないよう配慮しなければならない。

(見学等の種類)

第3条 築地市場における見学等は、次の各号によるものとする。

一 視察 内外の関係者が築地市場の業務について知見を得るため、事前に築地市場内の団体等に申し込み、当該団体等の許可を受け、当該団体等の役員及び職員（以下「役職員」という。）の随行により視察するもの。実施は次の区分による。

行政等視察 国、地方公共団体その他の行政機関の関係者によるもの

海外機関等視察 海外の政府その他の機関の要人又は関係者によるもの

業界等視察 産地及び出荷者の団体、並びに、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務の関係者によるもの

二 団体見学 見学者が事前に、第5条第1号の見学実施団体に申し込み、当該団体の許可を受け、当該団体の案内員の随行により見学するもの

三 自主見学 見学者が、築地市場内の定められた区域について、本条第1号の役職員又は本条第2号の案内員の随行なしに、自主的に見学するもの

(視察)

第4条 視察は、次の各号により実施するものとする。

一 行政等視察及び海外機関等視察は、原則として東京都又は東京都が指定する団体の役職員が案内する。業界等視察は、原則として築地市場内の団体等の役職員が案内する。

二 視察対応時間は、原則として、開場日の午前5時より午後5時までとする。

三 視察可能場所は、案内員が案内する場所とする。

四 視察者（通訳等を含む。以下同じ。）の人数は、原則として45人以内とする。

五 午前中の視察については、原則として、視察者15人に1人以上の割合による案内員を随行させるものとする。午後の視察については、原則として視察者30人に1人以上の割合による案内員を随行させるものとする。

六 案内員は、所属団体の腕章その他の標章を着用するものとする。

七 卸売場における「せり」を視察する場合は、視察者全員に腕章その他の標章を着用させるものとする。

(団体見学)

第5条 団体見学は、次の各号により実施するものとする。

一 団体見学は、東京都及び東京都が指定する団体が行うものとする。

二 見学可能時間は、原則として、月曜日から金曜日までの開場日の午前9時から午後3時までとする。ただし、小学生の団体は原則として午後とする。

三 見学可能場所は、案内員が案内する場所とする。

四 見学者の人数は、原則として45人以内とする。

五 午前中の見学については、原則として、見学者15人に1人以上の割合による案内員を随
行させるものとする。午後の見学については、原則として見学者30人に1人以上の割合に
よる案内員を随行させるものとする。

六 案内員は、所属団体の腕章その他の標章を着用するものとする。

(自主見学)

第6条 自主見学は役職員又は案内員の随行なしに行われ危険を伴うこと、自主見学者の増大に
よって市場の本来業務への影響が懸念されることから、当分の間、自主見学での入場につ
いては自粛を求める。

2 現実に来場した見学者に対しては、次の各号により見学するよう求めるものとする。

一 見学可能場所は、別に定める見学対象外区域を除いた区域内とする。

二 見学者の人数は、5名以内とする。人数が5名を超える場合は5名以内の小グループに分
かれて行動すること。

三 正門、市場橋門、海幸橋門又は勝どき門の巡視詰所において、別に定める見学案内を受
け取り入場すること。見学者は、見学案内に記載されたルールを遵守すること。

(事故防止措置)

第7条 視察及び団体見学の実施団体等は、見学者又は視察者(以下「見学者等」という。)の
事故防止に努めるものとする。

2 自主見学については、別に定める見学案内その他により、見学者に対して、交通事故その
他の事故がないよう注意喚起するものとする。

(禁止事項等)

第8条 次の各号に該当する行為は、市場業務に支障があるため、禁止する。

一 セリ場でのフラッシュ撮影

二 危険物等の持ち込み及びペット等の動物を伴う入場

三 喫煙指定場所以外での喫煙

四 自主見学の場合の自動車での入場

五 付添い人を伴わない車椅子での入場

六 その他、市場業務に支障のあるもの

2 次の各号に該当する行為は、危険を伴うため、自粛又は自己責任による入場を求める。

一 乳幼児又はベビーカーを伴う入場

二 サンドル、ハイヒール等の不安定な履物での入場

三 スーツケース等の大きな荷物を持つての入場

四 その他、見学者又は視察者の危険を防止するため必要なもの

(違反者に対する措置)

第9条 東京都(東京都から委託等を受けて業務を行う者を含む。)は、このルールに違反する
見学者等について、必要な是正措置を求め又は築地市場からの退去を求めることができる。

2 市場の施設使用者(施設使用者から委託等を受けて業務を行う者を含む。)は、このルール
に違反する見学者等について、当該施設からの退去を求めることができる。

(附則)

このルールは、平成20年4月1日から施行する。

注 「別に定める見学対象外区域を除いた区域内」と「別に定める見学案内」は築地市場の正
門、市場橋門、海幸門又は勝どき門の巡視詰所に用意してあります。